

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

ジョコビッチやロナウドなど超一流選手の思考法や工夫を取り上げた本が売れているようです。しかし、華やかな成功者になる秘訣はありませんし、表面は真似ても心の在り方が違います。一時の成功者の人生がその後も幸福であり続けられるかどうかは分かりません。孤独であり頂上から落ちていく不安も大きいはずです。

東京五輪の公式エンブレムに採用されたデザイナーの一時の成功に「因果応報」を感じます。種を蒔き、じっくりと努力を重ね、じっくりと収穫物を刈り取る。その繰り返しに醍醐味があります。

私の書棚より

○顧客は具体的なモノなりサービスなりを提示されて、初めてそれらに対してのニーズを意識する。

○大きな波をとらえること、その波が来たときに自社はどうあるべきなのか、そして、それを実現するためには今何をすべきなのかを考えることこそが、戦略的思考であり、未来を見通す力だと言えるでしょう。

「プロフェッショナルシンキング」
宇田左近共著 東洋経済新報社

税務アンテナ

□電子書籍、音楽、広告の配信等の電気通信回線を介して行われる「電気通信利用役務の提供」について、消費税の内外判定が役務提供者の事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に変更となります。

これはリバースチャージ方式と呼ばれるもので、国外事業者の納税義務を受益者に転換するものです。このため、そのサービスにつき、課されるべき消費税額を仕入税額控除額の計算対象とすることができま

す。この改正は、平成 27 年 10 月 1 日以後の取引について適用されます。ただし、課税売上割合が 95 % 以上の場合や簡易課税制度の適用を受ける場合には、当分の間、リバースチャージ制度の適用はありません。

□法人に対して、不動産を贈与又は時価の 2 分の 1 未満の金額で譲渡した場合には、時価によりその不動産の譲渡があったものとみなされます。

なお、その資産を譲り受けた法人は時価との差額について受贈益として益金の額に算入しなければなりません。これは、時価との差額を現金で受け取り、その現金を不動産の購入価額に充当したとみなされるからです。

また、同族会社であれば、株式の価額が増加した場合には、不動産を提供した者から贈与があったものとみなされます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10 月の税務スケジュール

10 日	○ 9 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 13 日)
31 日	○ 8 月決算法人の確定申告 ○ 28 年 2 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 11 月、28 年 2 月、5 月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 11 月 2 日)

31 日	○ 10 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 10 月 30 日)
------	--

今月の贈る言葉『次の目標は、次のヒットです』 by イチロー